

令和元年第2回定例会（6月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

令和元年6月10日

健 康 福 祉 部

# 目 次

## ◎ 補正予算関係

1	ひとり親家庭等援助費	(地域・家庭福祉課)	1
2	地域介護福祉施設等整備事業	(長寿社会課)	2
3	障害児・者施設整備補助事業	(障害福祉課)	5
4	「受動喫煙ゼロ　そして禁煙」推進事業	(健康づくり推進課)	7
5	心はればれ県民運動推進事業	(保健・疾病対策課)	8
6	病床機能分化連携促進事業	(医務薬事課)	9
7	医療従事者養成事業	(医療人材対策室)	10

## ◎ 議案関係

1	秋田県受動喫煙防止条例案の概要	(健康づくり推進課)	11
---	-----------------	------------	----

# 事 業 概 要

地域・家庭福祉課

事 業 名	内 容
<p>ひとり親家庭等援助費                      (新)未婚の児童扶養                      手当受給者に対する                      臨時・特別給付金支                      給事業)</p> <p style="text-align: center;">1, 173千円</p> <p>(国 1, 944)                      (一 Δ 771)</p>	<p>1 事業目的                      令和元年10月から消費税が引き上げとなる中、子どもの                      貧困に対応するため、臨時・特別の措置として、児童扶養手                      当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給対象 以下の要件すべてに該当する者                         <ul style="list-style-type: none"> <li>①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を                                  受ける父又は母</li> <li>②基準日(令和元年10月31日)において、                                  これまで法律婚をしたことがない者</li> </ul> </li> <li>・対象者数 67人(過去5カ年の趨勢等により推計)</li> <li>・給付額 17,500円</li> <li>・負担割合 国10/10</li> <li>・支払日 児童扶養手当1月定時払いの支払日と同日と                      し、児童扶養手当と併せて支給</li> </ul>

# 事業概要

長寿社会課

事業名	内容																																										
<p>地域介護福祉施設等整備事業</p> <p style="text-align: center;">65,811千円</p> <p>(Ⓐ 65,811)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の整備及び施設の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援するとともに、介護療養病床から介護関連施設への転換に必要な経費について支援を行う。</p> <p>2 実施主体 市町村</p> <p>3 事業内容 (1) 地域密着型サービス施設等整備事業</p> <p style="text-align: right;">24,390千円</p> <p>介護サービスを必要とする利用者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域密着型サービス事業所等の整備に要する経費を補助する。</p> <p style="text-align: center;">○国補助単価改定に伴う増額分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設種別</th> <th style="width: 15%;">補助対象 定員・施設数</th> <th style="width: 10%;">当初 補助単価 (千円)</th> <th style="width: 10%;">補正後 補助単価 (千円)</th> <th style="width: 10%;">当初 補助額 (千円)</th> <th style="width: 10%;">補正後 補助額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム</td> <td>58人(2か所)</td> <td style="text-align: center;">4,270</td> <td style="text-align: center;">4,480</td> <td style="text-align: right;">247,660</td> <td style="text-align: right;">259,840</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: center;">5か所</td> <td style="text-align: center;">32,000</td> <td style="text-align: center;">33,600</td> <td style="text-align: right;">160,000</td> <td style="text-align: right;">168,000</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">2か所</td> <td style="text-align: center;">32,000</td> <td style="text-align: center;">33,600</td> <td style="text-align: right;">64,000</td> <td style="text-align: right;">67,200</td> </tr> <tr> <td>介護予防拠点</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> <td style="text-align: center;">8,500</td> <td style="text-align: center;">8,910</td> <td style="text-align: right;">8,500</td> <td style="text-align: right;">8,910</td> </tr> <tr> <td>認知症対応型デイサービスセンター</td> <td style="text-align: center;">1か所</td> <td style="text-align: center;">11,300</td> <td style="text-align: center;">11,900</td> <td style="text-align: right;">11,300</td> <td style="text-align: right;">11,900</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;"></td> <td style="text-align: right;">491,460</td> <td style="text-align: right;">515,850</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 介護施設開設準備経費等支援事業</p> <p style="text-align: right;">21,187千円</p> <p>介護保険施設等において、開設時から質の高いサービスが提供できるよう、職員研修のための雇い上げ、備品購入等に要する経費を補助する。</p>	施設種別	補助対象 定員・施設数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)	地域密着型特別養護老人ホーム	58人(2か所)	4,270	4,480	247,660	259,840	認知症高齢者グループホーム	5か所	32,000	33,600	160,000	168,000	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2か所	32,000	33,600	64,000	67,200	介護予防拠点	1か所	8,500	8,910	8,500	8,910	認知症対応型デイサービスセンター	1か所	11,300	11,900	11,300	11,900	計				491,460	515,850
施設種別	補助対象 定員・施設数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)																																						
地域密着型特別養護老人ホーム	58人(2か所)	4,270	4,480	247,660	259,840																																						
認知症高齢者グループホーム	5か所	32,000	33,600	160,000	168,000																																						
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2か所	32,000	33,600	64,000	67,200																																						
介護予防拠点	1か所	8,500	8,910	8,500	8,910																																						
認知症対応型デイサービスセンター	1か所	11,300	11,900	11,300	11,900																																						
計				491,460	515,850																																						

①新規整備分

14,000千円

実施主体	施設種別	事業者	補助額 (千円)
由利本荘市	定期巡回・随時対応型訪問介護 看護事業所	秋田医療福祉(株)	14,000

②国補助単価改定に伴う増額分

7,187千円

施設種別	補助対象 定員数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)
地域密着型特別養護老人ホーム	58人(2か所)	800	839	46,400	48,662
認知症高齢者グループホーム	45人(4か所)	800	839	36,000	37,755
看護小規模多機能型居宅介護 事業所	16人(2か所)	800	839	12,800	13,424
介護医療院	134人(1か所)	200	219	26,800	29,346
計				122,000	129,187

(3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業

20,234千円

介護療養病床から介護関連施設へ転換する際に必要となる整備に要する経費を補助する。

○国補助単価改定に伴う増額分

施設種別	補助対象 定員数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)
介護医療院	134人(1か所)	964	1,115	129,176	149,410
計				129,176	149,410

## 令和元年度 地域介護福祉施設等整備事業 実施予定一覧

長 寿 社 会 課

### (1) 地域密着型サービス施設等整備事業

(単位:千円)

施設種別	実施主体	事業者名	定員 (人)	補助額 (6月補正後)	6月補正 予算額	補正事由
地域密着型特別養護老人ホーム	由利本荘市	(福)わかば会	29	129,920	6,090	単価改定
	大仙市	(福)あけぼの会	29	129,920	6,090	〃
認知症高齢者グループホーム(2ユニット)	鹿角市	(医)恵愛会	18	33,600	1,600	〃
	大館市	(福)比内ふくし会	18	33,600	1,600	〃
認知症高齢者グループホーム	大館市	(医)仙知会	9	33,600	1,600	〃
	由利本荘市	(特非)コミュニティケア大内	9	33,600	1,600	〃
	由利本荘市	池田ライフサポート&システム(株)	9	33,600	1,600	〃
看護小規模多機能型居宅介護事業所	由利本荘市	池田ライフサポート&システム(株)	29	33,600	1,600	〃
	大仙市	(株)虹の街	29	33,600	1,600	〃
介護予防拠点	大館市	(福)比内ふくし会	—	8,910	410	〃
認知症対応型デイサービスセンター	湯沢市	(医)仁恵会	12	11,900	600	〃
計				515,850	24,390	

### (2) 介護施設開設準備経費等支援事業

(単位:千円)

施設種別	実施主体	事業者名	定員 (人)	補助額 (6月補正後)	6月補正 予算額	補正事由
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	由利本荘市	秋田医療福祉(株)	16	14,000	14,000	新規整備
地域密着型特別養護老人ホーム	由利本荘市	(福)わかば会	29	24,331	1,131	単価改定
	大仙市	(福)あけぼの会	29	24,331	1,131	〃
認知症高齢者グループホーム(2ユニット)	鹿角市	(医)恵愛会	18	15,102	702	〃
認知症高齢者グループホーム	大館市	(医)仙知会	9	7,551	351	〃
	由利本荘市	(特非)コミュニティケア大内	9	7,551	351	〃
	由利本荘市	池田ライフサポート&システム(株)	9	7,551	351	〃
看護小規模多機能型居宅介護事業所	由利本荘市	池田ライフサポート&システム(株)	9	7,551	351	〃
	大仙市	(株)虹の街	7	5,873	273	〃
介護医療院	大館市	(医)光智会	134	29,346	2,546	〃
計				143,187	21,187	

### (3) 特別養護老人ホーム等空間整備事業

(単位:千円)

施設種別	実施主体	事業者名	定員 (人)	補助額 (6月補正後)	6月補正 予算額	補正事由
介護医療院	大館市	(医)光智会	134	149,410	20,234	単価改定
計				149,410	20,234	

# 事業概要

障害福祉課

事業名	内容																																																				
<p>障害児・者施設整備補助事業</p> <p style="text-align: center;">23,673千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">(国)</td> <td style="text-align: right;">15,783</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(債)</td> <td style="text-align: right;">6,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td style="text-align: right;">1,590</td> </tr> </table>	(国)	15,783	(債)	6,300	(一)	1,590	<p>1 事業目的 障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 新規整備分 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置主体 事業所名</th> <th style="width: 10%;">設置 場所</th> <th style="width: 10%;">整備 区分</th> <th style="width: 30%;">種別・定員(人)</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NPO法人 湯雄福祉会 ・グループホーム ひまわり(仮称) ・ショートステイ ひまわり(仮称)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">湯沢市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 9</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">30,750</td> </tr> <tr> <td>短期入所 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">1施設</td> <td style="text-align: center;">30,750</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国庫補助基準単価の改定に伴う減額分 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">設置主体 事業所名</th> <th style="width: 10%;">設置 場所</th> <th style="width: 10%;">整備 区分</th> <th style="width: 30%;">種別・定員(人)</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">(福)花輪ふくし会 ・多機能型事業所ぱすてる(仮称) ・グループホームきゃんぱす(仮称)</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">大館市</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">創設</td> <td>生活介護 8</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">▲910 (130,060)</td> </tr> <tr> <td>放課後等デイサービス 7</td> </tr> <tr> <td>共同生活援助 7</td> </tr> <tr> <td>短期入所 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(福)大館圏域ふくし会 ・グループホーム軽井沢福祉園(つくし寮A) ・ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮A)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大館市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 6</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">▲4,200 (33,500)</td> </tr> <tr> <td>短期入所 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">有限会社ふぁみりい ・グループホームしるべ</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大仙市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 8</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">▲1,967 (31,267)</td> </tr> <tr> <td>短期入所 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">5施設</td> <td style="text-align: center;">▲7,077</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )は当初予算額</p> <p>3 補助率 国 1 / 2、県 1 / 4</p>	設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	NPO法人 湯雄福祉会 ・グループホーム ひまわり(仮称) ・ショートステイ ひまわり(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 9	30,750	短期入所 1	計	/	/	1施設	30,750	設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	(福)花輪ふくし会 ・多機能型事業所ぱすてる(仮称) ・グループホームきゃんぱす(仮称)	大館市	創設	生活介護 8	▲910 (130,060)	放課後等デイサービス 7	共同生活援助 7	短期入所 2	(福)大館圏域ふくし会 ・グループホーム軽井沢福祉園(つくし寮A) ・ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮A)	大館市	創設	共同生活援助 6	▲4,200 (33,500)	短期入所 1	有限会社ふぁみりい ・グループホームしるべ	大仙市	創設	共同生活援助 8	▲1,967 (31,267)	短期入所 2	計	/	/	5施設	▲7,077
(国)	15,783																																																				
(債)	6,300																																																				
(一)	1,590																																																				
設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額																																																	
NPO法人 湯雄福祉会 ・グループホーム ひまわり(仮称) ・ショートステイ ひまわり(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 9	30,750																																																	
			短期入所 1																																																		
計	/	/	1施設	30,750																																																	
設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額																																																	
(福)花輪ふくし会 ・多機能型事業所ぱすてる(仮称) ・グループホームきゃんぱす(仮称)	大館市	創設	生活介護 8	▲910 (130,060)																																																	
			放課後等デイサービス 7																																																		
			共同生活援助 7																																																		
			短期入所 2																																																		
(福)大館圏域ふくし会 ・グループホーム軽井沢福祉園(つくし寮A) ・ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮A)	大館市	創設	共同生活援助 6	▲4,200 (33,500)																																																	
			短期入所 1																																																		
有限会社ふぁみりい ・グループホームしるべ	大仙市	創設	共同生活援助 8	▲1,967 (31,267)																																																	
			短期入所 2																																																		
計	/	/	5施設	▲7,077																																																	

令和元年度 障害児・者施設整備補助事業 実施予定一覧

障害福祉課

(1) 令和元(平成31)年度予算

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額 (6月補正後)	6月補正 予算額	補正事由
(福)花輪ふくし会 ・多機能型事業所ぱすてる(仮称) ・グループホームきやんばす(仮称)	大館市	創設	生活介護 8	129,150	▲ 910	単価改定
			放課後等デイサービス 7			
			共同生活援助 7			
			短期入所 2			
(福)大館圏域ふくし会 ・グループホーム軽井沢福祉園(つくし寮A) ・ショートステイ軽井沢福祉園(つくし寮A)	大館市	創設	共同生活援助 6	29,300	▲ 4,200	単価改定
			短期入所 1			
(福)秋田虹の会 ・障害者支援施設 虹のいえ	藤里町	大規模 修繕等	生活介護 60	173,183		
			障害者支援施設 40			
			短期入所 4			
(有)ふあみりい ・グループホームしるべ	大仙市	創設	共同生活援助 8	29,300	▲ 1,967	単価改定
			短期入所 2			
(福)長いスプーン ・グループホームカメラーデンⅡ	湯沢市	創設	共同生活援助 8	24,155		
NPO法人 湯雄福祉会 ・グループホーム ひまわり(仮称) ・ショートステイ ひまわり(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 9	30,750	30,750	新規整備
			短期入所 1			
計				415,838	23,673	

(2) 平成30年度補正予算(繰越分)

(単位:千円)

設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	6月補正 予算額	補正事由
(福)大館圏域ふくし会 ・グループホーム矢立育成園(つくし森C) ・ショートステイ矢立育成園(つくし森C)	大館市	創設	共同生活援助 5	33,500		
			短期入所 1			
(福)県北報公会 ・大野岱吉野学園	北秋田市	大規模 修繕等	福祉型障害児入所施設 10	54,662		
			障害者支援施設 20			
			短期入所 4			
NPO法人障がい者自立生活センター 「ほっと大仙」 ・グループホーム銀のさじ(仮称)	大仙市	創設	共同生活援助 7	33,500		
			短期入所 2			
(福)水交会 ・かわみなと寮	"	創設	共同生活援助 10	33,500		
			短期入所 1			
(福)偕行塾 グループホーム東(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 7	24,300		
計				179,462		



# 事業概要

健康づくり推進課

事業名	内 容
<p>「受動喫煙ゼロ そして禁煙」推進事業 (受動喫煙防止事業)</p> <p style="text-align: right;">10,934千円</p> <p>( ⑧ 12 ) ( ⑨ 10,922 )</p>	<p>1 事業目的 「秋田県受動喫煙防止条例」の制定に伴い、改正健康増進法及び条例の趣旨・内容の周知並びに受動喫煙による健康被害に関する正しい知識の普及を図るとともに、その対策に取り組む事業者等への支援を行う。</p> <p>2 実施主体 県</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 条例の周知及び県民への普及啓発 3,900千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ウェブサイトによる周知</li> <li>②情報誌への掲載</li> <li>③飲食店への禁煙ステッカーの配布</li> <li>④事業者向け受動喫煙防止啓発ポスターの作成</li> <li>⑤喫煙者向け啓発リーフレットの作成</li> </ul> <p>(2) 中学生向け副教材の作成、配布 272千円 たばこによる健康被害を防ぐためには、学齢期の教育が重要であることから、副教材を作成し、配布する。</p> <p>(3) 受動喫煙防止対策支援事業費補助金 2,000千円 店内禁煙とする飲食店に対し、改装費等を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象 壁紙・カーテン等の交換、喫煙所(室)の撤去等</li> <li>・対象者 従業員のいる既存の小規模飲食店</li> <li>・補助率 9/10(上限 100千円)</li> </ul> <p>(4) 相談対応 4,762千円 改正法及び条例の趣旨・内容の周知や県民及び事業所等からの相談に対応するための職員を、健康づくり推進課内に配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内 容 非常勤職員4名を配置</li> <li>・業務内容 改正法及び条例の令和2年4月1日全面施行に向けた普及啓発、相談対応、訪問指導等</li> </ul>

# 事業概要

保健・疾病対策課

事業名	内容
<p>心はればれ県民運動推進事業</p> <p>(<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新</span> 高齢者自殺予防緊急対策事業)</p> <p style="text-align: right;">2,640千円</p> <p>(<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">⊖</span> 2,640)</p>	<p>1 事業目的 平成31年の自殺者の状況は、全国最下位を脱出見込みの平成30年から再び増加に転じており、緊急の対策が必要となっているため、特に増加している高齢者を対象に対策を実施する。</p> <p>2 実施主体 県（高齢者の訪問は、地区の民生児童委員や老人クラブ等が行う）</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 高齢者訪問の強化 <span style="float: right;">2,225千円</span> 高齢者の相談窓口等を記載したリーフレットやグッズを製作して、民生児童委員協議会や老人クラブに支給し、高齢者の訪問を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リーフレット・グッズ製作数 各20万（枚、個）</li> <li>・支給先 民生児童委員協議会、老人クラブ等</li> </ul> <p>(2) 老人クラブ等向けゲートキーパー養成講座 <span style="float: right;">415千円</span> 日頃、高齢者を訪問している老人クラブ会員や民生児童委員等を対象とし、高齢者特有の心理や健康状態等について学ぶゲートキーパー養成講座を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 9回</li> <li>・対象者 老人クラブ会員、民生児童委員等</li> </ul>

# 事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容
<p>病床機能分化連携促進事業</p> <p style="text-align: center;">1, 182千円</p> <p>(Ⓐ 1, 182)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 回復期病床への転換促進を図るため、医療機関の設備整備など、病床の機能強化に要する経費に対して助成する。</p> <p>2 実施主体 医療法人 正観会（御野場病院）</p> <p>3 補助率 1/2</p> <p>4 事業内容 慢性期病床の回復期病床への転換（9床）にあたり必要となるベッド、リハビリ機器等の設備整備を行う。</p> <p>○補助額 2, 365千円 × 1/2 = 1, 182千円</p>

# 事業概要

医療人材対策室

事業名	内容
<p>医療従事者養成事業                      (新)医療秘書養成支援事業)</p> <p style="text-align: center;">1,052千円</p> <p>(⊖ 1,052)</p>	<p>1 事業目的                      地域の医療を担う資質の高い人材を育成・確保するため、医師の負担軽減を図る上で重要な役割を担う人材である医療秘書の養成や県内定着を図る取組に対し助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 補助先 学校法人コア学園                      ※北東北で唯一の日本医師会認定養成機関                      (H30.12月認定)</p> <p>(2) 補助内容</p> <p>①医療秘書ニーズ等調査補助 <span style="float: right;">499千円</span>                      高校及び医療機関を訪問し、アンケートや聴取調査を行う経費に対して補助する。                      ・補助率 10/10</p> <p>②特別講義補助 <span style="float: right;">328千円</span>                      本県医療を支える人材としての自覚と素養を高めるための特別講義実施経費に対して補助する。                      ・補助率 10/10</p> <p>③医療機関実習費補助 <span style="float: right;">225千円</span>                      実習受入医療機関へ学生が支払う実習費に対して補助する。                      ・補助率 1/2</p>
<p><b>【医療秘書とは】</b></p> <p>医学や医療の知識、事務管理の知識・技能などを備え、医師の指示の下で電子カルテの代行入力や診断書作成等の事務作業補助を行うほか、スケジュール管理など、医師の業務をトータルで補助する職業。</p> <p>民間資格として、医療秘書技能検定と日本医師会認定医療秘書の2つがある。</p>	

秋田県受動喫煙防止条例案の概要

健康づくり推進課

1 制定理由

受動喫煙は、生活習慣病の発症と関連があること及び20歳未満の者の健康に及ぼす影響が重大であることに鑑み、受動喫煙の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するための措置を講ずる必要がある。

2 内容

(1) 県の責務等（第2条～第5条関係）

受動喫煙の防止に関する県、県民及び事業者の責務並びに市町村に対する協力について定めることとする。

(2) 第1種施設の管理権原者の責務（第6条及び第7条関係）

① 第1種施設（健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第28条第5号に規定する第1種施設をいう。以下同じ。）のうち健康増進法施行令（平成14年政令第361号）第3条第15号から第17号までに掲げる施設又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校の管理権原者（施設の管理について権原を有する者をいう。以下同じ。）は、特定屋外喫煙場所（法第28条第13号に規定する特定屋外喫煙場所をいう。以下同じ。）を定めてはならないこととする。

② 第1種施設（①の施設を除く。）の管理権原者は、特定屋外喫煙場所を定めまいよう努めなければならないこととする。

(3) 第2種施設の管理権原者の責務（第8条～第11条関係）

① 第2種施設（法第28条第6号に規定する第2種施設をいう。以下同じ。）のうち公共交通機関を利用するための旅客施設で規則で定めるものの管理権原者は、当該施設の屋内の場所に喫煙専用室（法第33条第3項第1号に規定する喫煙専用室をいう。以下同じ。）又は指定たばこ専用喫煙室（健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。以下「改正法」という。）附則第3条第1項の規定により読み替えられた同号に規定する指定たばこ専用喫煙室をいう。以下同じ。）を設置してはならないこととする。

- ② 既存特定飲食提供施設（改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設をいう。以下同じ。）のうち従業員（親族である者及び家事使用人を除く。）のいる施設の管理権原者は、喫煙可能室（同条第1項の規定により読み替えられた法第33条第3項第1号に規定する喫煙可能室をいう。以下同じ。）を設置してはならないこととする。
  - ③ 既存特定飲食提供施設（②の施設を除く。）の管理権原者は、喫煙可能室を設置したときは、規則で定める事項を知事に届け出なければならないこととする。届け出た事項に変更があったときも、同様とすることとする。
  - ④ 第2種施設（①の施設を除く。）の管理権原者は、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努めなければならないこととする。
  - ⑤ 第2種施設のうち食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業又は同条第2号に掲げる喫茶店営業の用に供する施設であって、設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われるものの管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室及び喫煙可能室を設置しない場合は、当該施設の主たる出入口の見やすい箇所に、当該施設の屋内の場所に喫煙をすることができる場所がない旨を記載した標識を掲示するよう努めなければならないこととする。
  - ⑥ ⑤の標識の掲示を行った管理権原者は、当該施設に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室を設置したときは、当該標識を速やかに除去しなければならないこととする。
- (4) 屋外の催しの主催者の責務（第12条関係）
- 運動会、競技会等のスポーツ行事、展示会その他の屋外において多数の者の集合する催しを主催する者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならないこととする。
- (5) 報告及び立入検査（第13条関係）
- ① 知事は、(2)①及び(3)①から③までの施行に必要な限度において、第1種施設又は第2種施設の管理権原者に対し、当該施設の受動喫煙を防止するための措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該施設に立ち入り、当該措置の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができることとする。
  - ② ①により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないこととする。
- (6) 勧告（第14条関係）
- ① 知事は、(2)①の施設の管理権原者が、特定屋外喫煙場所を定めたときは、その者に対し、期限を定めて、当該特定屋外喫煙場所を廃止することを勧告

することができることとする。

② 知事は、(3)①の施設の管理権原者が、喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置したときは、その者に対し、期限を定めて、当該喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室の供用を停止することを勧告することができることとする。

③ 知事は、(3)②の施設の管理権原者が、喫煙可能室を設置したときは、その者に対し、期限を定めて、当該喫煙可能室の供用を停止することを勧告することができることとする。

(7) 公表（第15条関係）

知事は、(6)による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができることとし、当該公表をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならないこととする。

(8) 適用関係（第16条関係）

第1種施設の場所に第1種施設以外の特定施設（法第28条第4号に規定する特定施設をいう。）に該当する場所がある場合においては、当該場所については、第1種施設の場所としてこの条例の規定を適用することとする。

(9) 適用除外（第17条関係）

① 法第40条第1項各号に掲げる場所については、この条例の規定は、適用しないこととするとともに、第1種施設又は第2種施設の場所に同項各号に掲げる場所がある場合においては当該同項各号に掲げる場所については、この条例の規定は、適用しないこととする。

② 第1種施設又は第2種施設の場所において旅客運送事業自動車（法第28条第9号に規定する旅客運送事業自動車をいう。）以外の自動車が現に運行している場合における当該旅客運送事業自動車以外の自動車の内部の場所については、この条例の規定は、適用しないこととする。

(10) 市町村の条例との関係（第18条関係）

受動喫煙について、市町村の条例により、この条例の規定による受動喫煙を防止するための措置と同等以上の措置が講じられると知事が認めるときは、当該市町村の区域については、(2)から(9)までの規定を適用しないこととする。

(11) 規則への委任（第19条関係）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとする。

### 3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、2(2)から(10)まで（(3)③及び(6)③を除く。）並びに(2)及び(3)の一部は令和2年4月1日から、2(3)③及び(6)③は令和7年4月1日から施行することとする。

- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。
- (3) 秋田県健康づくり推進条例（平成16年秋田県条例第16号）について所要の規定の整理を行うこととする。



# 秋田県受動喫煙防止条例案について

健康づくり推進課

## 1 目的

### 【第1条関係】

この条例は、受動喫煙は、生活習慣病の発症と関連があること及び二十歳未満の者の健康に及ぼす影響が重大であることに鑑み、受動喫煙の防止について、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、受動喫煙を防止するための措置を講ずることにより、望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現を目指し、もって県民の健康的な生活の確保に資することを目的とする。

## 2 責務

### ■県【第2条関係】

- 県民及び事業者に対し、受動喫煙を防止するための措置に関する情報を提供すること。
- 望まない受動喫煙の生じない生活環境の実現に向けた、県民及び事業者の自主的かつ積極的な取組が促進されるよう必要な措置を講ずること。

### ■県民【第3条関係】

- 受動喫煙が人の健康に及ぼす影響について関心と理解を深めること。
- 受動喫煙防止についての配慮が適正になされるよう、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。

### ■事業者【第4条関係】

- 受動喫煙防止について理解を深めること。
- 事業活動を行うに当たり、受動喫煙の防止について、自主的かつ積極的に取り組むよう努めること。

## 3 施設・区域別の措置

施設・区域等の類型	条例案	改正健康増進法
第1種施設		
幼稚園、小・中学校、高等学校、児童福祉施設等	【第6条関係】 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できない)	敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置できる)
大学、行政機関、医療機関等	【第7条関係】 敷地内禁煙 (屋外に喫煙場所を設置しないよう努める)	
第2種施設		
駅、空港等	【第8条関係】 屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できない)	屋内禁煙 (喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置できる)
事務所、飲食店等	【第10条関係】 屋内禁煙 (喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める)	※指定たばこ専用喫煙室は、加熱式たばこ専用の喫煙室で、飲食が可能
既存特定飲食提供施設 ※既存飲食店のうち個人又は中小企業(資本金又は出資金の総額5千万円以下)が運営する客席面積100㎡以下の飲食店	【第9条関係】 【当分の間の特例】 ○従業員(親族を除く)を使用している場合 屋内禁煙(喫煙専用室を設置できる、指定たばこ専用喫煙室を設置しないよう努める) ※【附則第3項関係】 条例施行後5年間は経過措置として屋内禁煙とするよう努める。  ○従業員(親族を除く)を使用していない場合 改正健康増進法に同じ	【当分の間の特例】 屋内の一部又は全部を喫煙できる場所として定めることができる。
すべての飲食店	【第11条関係】 改正法による喫煙可能施設の標識に加え、「禁煙施設」である旨の標識も掲示	施設の出入り口に喫煙可能な場所が設置されている旨の標識を掲示
屋外等 (イベント・大会会場等)	【第12条関係】 望まない受動喫煙が生じないよう配慮	—

## 4 行政指導等

### 【第14条、第15条関係】

県民の理解と協力を得ながら施行することとし、本条例において、罰則は設けない。  
なお、義務に違反する場合は、行政指導等を行う。

## 5 検討について

### 【附則第4項関係】

条例施行後5年を目途として、施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 6 施行日

施行時期は、改正法の施行と時期を合わせることが効率的かつ効果的であることから、条例の趣旨や規制内容について、十分な周知に努めながら進める。

- 公布の日  
目的、責務等の施設・区域別に措置に関する規定以外の規定  
【第1条～第5条、第19条】(一部施行)

- 令和2年4月1日  
施設・区域別の措置に関する規定  
【第6条～第18条】(全面施行)

- 令和7年4月1日  
従業員を使用している既存特定飲食提供施設に係る経過措置が終了することに伴い必要となる手続規定  
【第9条第2項、第14条第3項】(本格施行)